

2002年松前社協規程第2号

松前町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条及び25条の規定に基づき、松前町社会福祉協議会役員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償の額及び支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 第三者委員
- (5) その他会長が認める者

(費用弁償の額)

第3条 役員等に対する費用弁償は、一日あたり2,000円とする。

(支給方法)

第4条 費用弁償は、本会が開催する会議等に参加した時にその都度支給するものとする。ただし、勤務の実態に即して支給するものとし、役員等の地位にあることのみによって支給するものではない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2002年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、2017年6月16日から施行する。